

功書にも多く月林と見える。石川郡林郷月橋を、この頃かくもいうたらしい。

ツキパン 月番 加賀藩の制、各職皆輪番月直を以て政務に主任し、それを月番といふた。御用番といふも同じい。

ツキミ 月見 藩政の頃、八月十五日は名月であるが、著しい行事がなく、稀に尾花を瓶に挿み、團子を盛つて月前に供するものがある許りであり、莢豆を鹽茹にして食することは、一般に行はれた。今全く廢せられ、僅かに謠曲歌俳の會を開くものあるばかりである。

ツキヲジンスケ 槻尾甚助 越中の人西野準人の子。初め神保氏張の臣水島氏に養はれたが、主命に依つて槻尾氏に改め、次いで佐佐成政に仕へ、後天正十五年前田利長に臣事して二千石を領し、慶長二年歿。子孫藩に世襲する。

ツクシハチマンジンジャ 筑紫八幡神社

石川郡高尾に在つた。式内等舊社に『筑紫八幡神社。富樫郷高尾村鎮座。舊社也。』加越能舊跡緒に『高尾持山之内云々。亦筑紫の宮として社有。富樫筑紫出陣之時、筑紫宇佐八幡へ立願あり利運に成候故、歸陣之翌年四月十七日百姓地取置候へば、田主夢想に筑紫八幡此所へ飛來る由見え、翌朝田の中にあかめの木三本・紫竹三本生出有之。則其所を宮地に仕、今以有。』と見える。今社地を變じ、禪峯神社となつて居る。

ツクダゲンパチロウ 佃源八郎 源太左衛門吉政の二男。正保四年前田綱紀に仕へ、慶安二年綱紀の弟萬菊丸の夭した時、その靈牌を奉じて高野山に詣り、冥福を祈つて歸つた。

四年新知二百石を賜はり、明暦三年父の祿百石を配分せられて計三百石を受け、大小將横目となつたが、延寶六年閉門を命ぜられ、次いで馬廻組に列した。正徳五年歿、年八十一。子孫相繼いで藩に仕へる。

ツクダシゲナガ 佃重長 初諱忠房。通稱半七郎。父は山崎光式の臣岩田治兵衛光重、母は佃源太左衛門吉政の女。重長、吉政の義子となつて明暦三年三百石を襲ぎ、寛文三年大小將組に列し、元禄元年土藏奉行となり、七年罷め、九年五月歿した。年七十二。

ツクダヨシマサ 佃吉政 通稱源太郎・源太左衛門。尾張の人。父は治部。吉政滑稽洒落、智數あり諷諭に長じた。慶長の初前田利長に仕へて鷹匠となり、十八石を賜はり、後侯に從うて高岡に徙り、五十石を加へ、次いで事に依り致仕し、越後の松平忠輝に仕へて百五十石を受けたが、十七年冬藩に歸仕して二百石を賜はり、元和三年百五十石を加増せられ、寛永の初神田邸修理の董工となり、竣功と共に二百石を加賞せられ、作事奉行となり、先簡頭を兼ね、後又二百五十石を加へ、漸次増して千石に至つた、明暦二年歿。嫡子源太左衛門配分知六百石を襲いだが、寛文九年子なくして歿し、本系斷絶した。

ツクモガミ 九十九髪 前田家所藏の茶入。利常隠棲の後代金百枚の茶入を京都の商人が持つて來たので、隠居のことだからとて金壹枚を減じさせ、その快語を得て別に貳枚を興へた。後小堀遠州之を九十九髪と名づけたといふ。

ツクモワン 九十九灣 珠洲郡小木の日和山から越坂に至る周圍四軒許の入江である。

能登名跡志に『九十九入というて、日本無雙の入海なり。九十九灣といへり。風景日本三景にもひとしき所也。是は小木・一瀬・越坂三所の領境の入海にて、入々九十九所あり。深さ百五十尋餘あり。廻り三里餘あり。中に鶴下島といふあり。形は蓬萊の臺の如し。腰打の松というて名木あり。肉桂の木數多あり。辨財天の社あり。島の東に丸き蓋のやうなる所あり。元朝に開くといへり。誠に風景仙境ともいひつべし』とある。この灣は、第三紀凝灰岩のリアス式沈降海岸の標式的溺谷で、斷崖絶壁の所々に海蝕により生じたる洞窟があり、灣及び島の周圍には、大沈降後の小隆起によるベンチの成立を見る。

ツクエノシマ 机島

萬葉集十六所載能登國歌に所聞多爾乃机之島云々とあり、世人は現に鹿島郡瀬嵐の南方海上に在る机島を擬するが、これは萬葉集にいふそれではなく、却つて萬葉集によつて生じた地名らしい。かく考へられる理由は、こゝに二島あつて相隣り、一を種々島といひ一を机島といひ、前者は大きく、後者は小さい。常識を以てすれば、大島を顧みずして小島を歌に詠する理由がなかりさうだ。且つ安永中の能登名跡志によつて見れば、この二島の名は猿島・田根島となつて居り、田根島は森林で猿島は畑であるとするから、今の机島は田根島で今の種々島は猿島に當るのである。能登名跡志は他の萬葉の名跡に就いては喋々するが、この二島の何れか、机島であることを一言も述べぬから、當時まださうした論議がなかつたと見える。

然るに能登名跡志の異本なる能登誌には『日出ヶ島は筆ヶ島なり。ヒフの通ひの誤にて今日出ヶ島といへり。云々。沖に机島とてあり。是對して筆ヶ島なるを今日出ヶ島といへり。』と記し、日出ヶ島は島嶼ではないが、机島を能登島附近として居り、又能登名跡志の龍頭に後人の加へた附翼にも机島の所在を入ヶ庄として、その八ヶ庄は能登島のことである。更に富田景周の檜葉越枝折に『この机の島は鹿島郡長濱の浦よりむかひの島山(能登島)へちかき小島にて、今の里人も大やうする所なり。』といふのは、長濱を七尾から東に續く海岸と定める説であるから、カラス島・寺島・嫁島・コシキ島等の中の一つを指すものらしいが、今はさうした名を稱へる者がない。いづれにしても所聞多爾を鹿島嶺であると解する上は、海中へ離れた机之島とは語脈互に連續し難いものであり、従つて井上通泰の萬葉新考に於ける如く、所聞多爾乃は所聞多乃彌(鹿島の海)の誤ではなからうかとする説も生ずるのである。机之島の位置は、今明らかでないといふの外はない。

ツケアヒソウギヨクシユウ 附合双玉集

二册。天保癸巳季秋比良城序、浪華菴屋忠兵衛等板。梅室門林曹の編する所で、蒼虬・梅室等諸家の附合が集められてゐる。

ツケガシラ 附頭

頭役にして、藩侯の公子に傳たる者をいふ。保傳のうちの頭役の義ではない。

ツケカズマ 柘植數馬

初め岐阜中納言の臣であつたが、後前田利常に來仕し、祿千石を受け、大坂再役に首一つを獲た。寛永四年歿。子孫藩に世襲する。

ツケカタジタデン 附方自他傳

↓ホクシデン 北枝傳。